

# Secure On-demand Applicationサービス利用規約【現改比較表】 2026年2月20日現在

～2026年2月19日

2026年2月20日～

## 料金表

### 通則

1～12 (略)

(SOASの種類等)

13 当社は、この料金表を適用するに当たって、次のとおりの種類等を定めます。

種 類	内 容
カテゴリ-4	SOAS 利用サービス
カテゴリ-5	SOAS 接続サービス
カテゴリ-6	アプリケーション提供サービス

### 備考

- 1 カテゴリ間の変更はできません。
- 2 カテゴリ-4および5において SOAS アクセス回線を利用して通信を行うことができます。
- 3 カテゴリ-4および5において SOAS アクセス回線を利用して通信するアプリケーションは、協力が会社が提供するセールスフォース エクスプレスコネクトアライアンスフレームワークで規定するアプリケーションおよび、株式会社セールスフォース・ドットコムが定めた通信先の仕様に準拠して規定するものとします。
- 4 カテゴリ-4および5において協力が会社のサーバへの接続は、送信元 IP アドレス制限機能により、SOAS アクセス回線以外からの接続を不能とすることができます。
- 5 [カテゴリ-4には、カテゴリ-6 Application for Salesforce COTOHA Chat & FAQ Connector for Salesforce Appのサービス提供を無償で受ける権利を含みます。](#)

## 料金表

### 通則

1～12 (略)

(SOASの種類等)

13 当社は、この料金表を適用するに当たって、次のとおりの種類等を定めます。

種 類	内 容
カテゴリ-4	SOAS 利用サービス
カテゴリ-5	SOAS 接続サービス
カテゴリ-6	アプリケーション提供サービス

### 備考

- 1 カテゴリ間の変更はできません。
- 2 カテゴリ-4および5において SOAS アクセス回線を利用して通信を行うことができます。
- 3 カテゴリ-4および5において SOAS アクセス回線を利用して通信するアプリケーションは、協力が会社が提供するセールスフォース エクスプレスコネクトアライアンスフレームワークで規定するアプリケーションおよび、株式会社セールスフォース・ドットコムが定めた通信先の仕様に準拠して規定するものとします。
- 4 カテゴリ-4および5において協力が会社のサーバへの接続は、送信元 IP アドレス制限機能により、SOAS アクセス回線以外からの接続を不能とすることができます。

(2) (略)

(3) カテゴリー6にて規定する提供サービスは以下のとおりとし、SOAS 利用契約者が具体的に利用できるサービスの詳細については協力会社の提示する資料を参照するものとします

提供サービス名	エディション区分	No.	エディション名
Application for Salesforce	<a href="#">COTOHA Chat &amp; FAQ Connector for Salesforce</a>	1	<a href="#">COTOHA Chat &amp; FAQ Connector for Salesforce App</a>
		2	<a href="#">COTOHA Chat &amp; FAQ Connector for Salesforce 技術サポート</a>
		3	<a href="#">COTOHA Chat &amp; FAQ Connector for Salesforce トライアル</a>
	(略)	(略)	(略)

備考

1. 各提供サービスにおける正式名称は、『提供サービス名』+『エディション名』にて構成するものとします。

2. No. 1 の最低利用期間は、6 定期利用期間とします。最低利用期間経過後は 1 定期利用期間毎の自動更新となります。

3. No. 2 の提供条件は以下の通りとなります。

・電子メール、Web 会議を利用し、利用に関する支援を行います。

・1 回あたり最大 2 時間の役務提供であり、課題解決や成果物を保証するものではありません。

・本技術サポートの提供により

著作権・特許権・商標権その他の知的所有権に基づくいかなる権利も許諾するものではありません。

・SOAS 契約者および SOAS 契約者の顧客に対し、明示黙示の如何を問わず、なんら保証するものではありません。

・いかなる場合も、データの損失、不使用損害、逸失利益、付随的損害、間接的損害および懲罰的損害については賠償の責任を負わないものとします。但し、当社の故意または重過失の場合は除きます。

4. (略)

5. (略)

6. (略)

7. (略)

8. (略)

9. (略)

10. (略)

11. (略)

12. (略)

13. (略)

14. (略)

(2) (略)

(3) カテゴリー6にて規定する提供サービスは以下のとおりとし、SOAS 利用契約者が具体的に利用できるサービスの詳細については協力会社の提示する資料を参照するものとします。

提供サービス名	エディション区分	No.	エディション名
---------	----------	-----	---------

Application for Salesforce	(略)	(略)	(略)
----------------------------	-----	-----	-----

備考

1. 各提供サービスにおける正式名称は、『提供サービス名』+『エディション名』にて構成するものとします。

2. (略)

3. (略)

4. (略)

5. (略)

6. (略)

7. (略)

8. (略)

9. (略)

10. (略)

11. (略)

12. (略)

第1表 料金  
 第1 利用料金  
 1-1 適用 (略)  
 1-2 料金額  
 (4) ~ (5) (略)  
 (6) カテゴリー6に係る料金額  
 (6)-1 カテゴリー6にて規定する提供サービスは以下のとおりとし、SOAS 利用契約者が具体的に利用できるサービスの詳細については協力会社が別に定めるものとします。

月額

No.	エディション名	料金額	
1	COTOHA Chat & FAQ Connector for Salesforce App	初期費用	100,000 円 (税込: 110,000 円)
		月額料金	基本料 50,000 円 (税込: 55,000 円)
			1IDにつき 5,000 円 (税込: 5,500 円)
2	COTOHA Chat & FAQ Connector for Salesforce 技術サポート	50,000 円 (税込: 55,000 円)	
3	COTOHA Chat & FAQ Connector for Salesforce トライアル	0 円 (税込: 0 円)	
(略)	(略)	(略)	

備考

- 1 契約にあたり利用可能な Salesforce 組織は 1 契約とします。
- No. 1 の月額料金は、基本料と ID 単価に利用 ID 数を掛けた金額の合算となります。
- No. 1 の暦月毎の請求金額には、日割り計算を適用します。

(6)-2 カテゴリー6にて規定する以下の提供サービスは、2025 年 12 月 31 日において SOAS 利用契約者であり、かつ、以下の提供サービスの利用者（以下「提供サービス利用者」という。）において保有するエディションに限り提供を行うものとし、サービスの詳細については協力会社が別に定めるものとします。ただし、既存契約の更新時に(6)-1に示す表に従って提供を行います。

月額

No.	エディション名	料金額	
1	COTOHA Chat & FAQ Connector for Salesforce App	初期費用	100,000 円 (税込: 110,000 円)
		月額料金	基本料 50,000 円 (税込: 55,000 円)
			1IDにつき 5,000 円 (税込: 5,500 円)
2	COTOHA Chat & FAQ Connector for Salesforce 技術サポート	50,000 円 (税込: 55,000 円)	
3	COTOHA Chat & FAQ Connector for Salesforce トライアル	0 円 (税込: 0 円)	
(略)	(略)	(略)	

備考

- 1 契約にあたり利用可能な Salesforce 組織は 1 契約とします。
- No. 1 の月額料金は、基本料と ID 単価に利用 ID 数を掛けた金額の合算となります。
- No. 1 の暦月毎の請求金額には、日割り計算を適用します。

第1表 料金  
 第1 利用料金  
 1-1 適用 (略)  
 1-2 料金額  
 (4) ~ (5) (略)  
 (6) カテゴリー6に係る料金額  
 (6)-1 カテゴリー6にて規定する提供サービスは以下のとおりとし、SOAS 利用契約者が具体的に利用できるサービスの詳細については協力会社が別に定めるものとします。

月額

No.	エディション名	料金額
(略)	(略)	(略)

備考

- 1 契約にあたり利用可能な Salesforce 組織は 1 契約とします。

(6)-2 カテゴリー6にて規定する以下の提供サービスは、2025 年 12 月 31 日において SOAS 利用契約者であり、かつ、以下の提供サービスの利用者（以下「提供サービス利用者」という。）において保有するエディションに限り提供を行うものとし、サービスの詳細については協力会社が別に定めるものとします。ただし、既存契約の更新時に(6)-1に示す表に従って提供を行います。

月額

No.	エディション名	料金額
(略)	(略)	(略)

備考

- 1 契約にあたり利用可能な Salesforce 組織は 1 契約とします。

附則（2026年2月18日 CAS 2サ 000400016865-01号）

（実施期日）

1. この改定規約は、2026年2月20日より実施します。

（料金等の支払に関する経過措置）

2. この改定規約実施前に本規約の規定により生じた料金その他の債務に係る債権については、なお従前のとおりとします。

（損害賠償に関する経過措置）

3. この改定規約実施前に本規約によりその事由が生じたSOASに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。